

冤罪被害者の迅速な救済を図るために再審法の速やかな改正を求める決議

第1 決議の趣旨

冤罪被害者の速やかな救済のために再審法の改正とりわけ再審請求手続における証拠開示の法制化及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を求める。

第2 決議の理由

- 1 冤罪は、国家による最大の人権侵害の1つである。再審は人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度である。

しかし、日本においては「開かずの扉」と言われるほど、再審が認められることがまれであり、再審による冤罪被害者の救済は困難を極めており、冤罪被害者の救済は、永年にわたってほとんど図られていないという現状にある。その主な原因は、再審請求の手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、刑事訴訟法の再審に関する規定がわずか19条しか存在しないため、裁判所の広範な裁量に委ねられているということに起因している。

このように、いわば「再審のルール」が確立しておらず、再審請求手続の審理の進め方は、再審の事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

- 2 その中でも証拠開示の問題は極めて重要である。

再審の段階でも、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にあるながら、冤罪被害者の救済には不可欠な証拠、しかもいまだ明らかになっていない未提出の証拠を開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定はない。過去の多くの冤罪事件では、警察や

検察庁といった捜査機関の手元にある確定審では未開示の証拠が、再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力になっている。

当地熊本地方裁判所で再審開始決定を認めた松橋事件は、再審請求の準備段階及び審理の過程で証拠開示によって明らかとなった新証拠が決め手となって再審開始を認めたものであり、再審における証拠開示は再審の可否の決定的要因であると言っても過言ではない。

しかしながら、実際には検察官の激しい抵抗のもとで、裁判所に対する当該再審請求を行った弁護団の証拠開示に関する粘り強い活動や説得により、一定の証拠開示を実現しているという現状にある。再審請求手続において証拠開示が実現する制度的保障はなく、裁判官や検察官の対応如何では、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。

このようないわば再審格差ともいうべき状態を是正するためにも、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。

- 3 また、長い年月を経て再審開始決定を得たとしても、検察官の不服申立てによって更に審理が長期化し、ときには再審開始決定が取り消されて、振出しに戻るといった事態も、過去繰り返されてきた。長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対して検察官による不服申立てを許容すれば、再審開始要件の高いハードルを一度超えた再審請求人に対して、更に重い防御の負担を課し、長い審理時間を要求することになる。

再審開始決定を得た時点で、既に何十年という年月を経ており、多くの冤罪被害者は高齢化しているのが一般であり、早期の救済は緊急の課題である。検察官の不服申立てにより、さらなる時間を要するという点では、再審の人権保障機能を到底果たすことはできず、憲法適合性にも疑義を生じかねない。

他の外国の例を見れば、英米諸国では通常審でも一般的に検察官上訴を認めておらず、実体的真実主義を採用するドイツにおいては再審開始決定

に対する検察官の抗告は明文で禁止されている。また歴史的経過から日本と同様の再審法を有する韓国でも、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを制限すべきとの議論がなされている。

そもそも、職権主義的審理構造のもとで利益再審のみを認め、再審制度の目的を無辜の救済に純化させた現行の再審請求手続においては、元被告人らによる再審請求に対し、検察官は公益の代表者として裁判所が行う審理に協力する立場にすぎない。そのような検察官に、再審開始決定に対する不服申立てを認める必要はなく、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては早急に法改正によって禁止されるべきである。

本来、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するに留まり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されている。そこでは、検察官にも有罪立証する機会が与えられている。

したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであり、再審開始決定に対して、検察官の不服申立てを認めるべきではない。

- 4 近年、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、湖東事件、そして当地熊本の松橋事件などで、再審開始確定後無罪判決が確定している。このような再審事件の動向が全国的に報道された結果、再審や冤罪被害者に対する市民の関心は年々高まりを見せている。また報道機関の論調を見ても、単なる個別事件の報道に留まらず、コラムや社説で、また特集や連載で冤罪被害者がなかなか救済されていない現状や、その背景にある再審法の問題まで切り込む報道が増えてきた。

全国の地方議会でも多数の自治体で再審法改正を求める意見書や、要望書が決議・提出されている。

再審法改正を求める弁護士会の決議は、日本弁護士連合会では2019年10月4日付人権擁護大会決議、2019年10月25日付九州弁護士会連合会大会決議、2022年11月25日付近畿弁護士会連合会人権擁

護大会決議がなされている。

また、来る2023年6月16日、日本弁護士連合会の総会で再審法改正を求める決議の採択が予定されている。各地の多くの単位弁護士会の定期総会あるいは連合会の大会等で、既に再審法改正を求める決議がなされ、あるいは今後決議がなされる予定である。

このように、再審法改正を求める世論の声は大きな高まりを見せており、再審法改正の必要性を広く市民に訴え、実現するには、今をおいてない。

とりわけ、当会は、免田事件、松橋事件を経験した地の弁護士会として、再審法改正の必要性を広く市民に訴え、実現する重要性を強く感じている。

5 よって、本定期総会において決議の趣旨のと通りの決議を求める。

以上